

京都はぐくみ憲章 って…?

わたくしたちのまち京都には、子どもを社会の宝として、愛し、慈しみ、将来を託してきた、人づくりの伝統があります。そうした伝統を受け継ぎ、人と自然が調和し、命のつながりを大切に、子どもを健やかで心豊かに育む社会を築くことは、京都市民の使命です。

大人は、子どもの可能性を信じ、自ら育つ力を大切にして、子どもを見守り、褒め、時には叱り、共に成長していくことが求められます。そして、子どもを取り巻く状況を常に見つめ、命と健やかな育ちを脅かすものに対して、毅然とした態度で臨む必要があります。

わたくしたちは、子どもたちの今と未来のため、家庭、地域、学校、企業、行政など社会のあらゆる場で、人と人の絆を結び、共に生きるうえでの行動規範として市民憲章を定めます。

(平成19年2月5日制定、3月13日憲章推進の市会決議)

京都はぐくみ憲章 6つの行動理念

子どもの存在を尊重し、かけがえのない命を守ります。

子どもから信頼され、模範となる行動に努めます。

子どもを育む喜びを感じ、親も育ち学べる取組を進めます。

子どもが安らぎ育つ、家庭の生活習慣と家族の絆を大切にします。

子どもを見守り、人と人が支え合う地域のつながりを広げます。

子どもを育む自然の恵みを大切に、社会の環境づくりを優先します。

京都には、明治の初めに町衆自らが日本最初となる64の地域制小学校を創設した歴史や、地蔵盆などがあり、「地域の子どもは地域で育てる」という文化が根付いています。子どもを地域や社会の宝として大切に育む京都ならではの「はぐくみ文化」を広げて行きましょう。

大人も子どもと一緒に楽しめる/ イベントや体験情報を発信中!!

子どもを健やかで心豊かに育むための市民ぐるみの取組や、子育てに関わる幅広い情報をHPやSNS(フェイスブック、エックス、インスタグラム)で日々発信しています。

あつまれ! 京(みやこ)わくわくのトビラ



最新のイベント情報が日にちやジャンル、場所などでカンタンに検索できて便利♪



登録・いいね!をお願いします!

各種SNS



Facebook



X



Instagram

京都はぐくみ憲章 行動指針



Let's はぐくみアクション!

子どもたちの健やかな育ちのためにどのように行動すべきかを示した「京都はぐくみ憲章」の理念を、大人一人ひとりが具体的に実践できるように示した行動(はぐくみアクション)について紹介しています。





Let's はぐくみアクション!

令和7年度のテーマは

～ みんなで声かけ、広げよう! 子育て支援の輪 ～



子どもたちに「一人じゃない」ことを伝えるとともに、地域や社会全体で子育て支援の輪を広げていきましょう!



さあ、はじめよう! 今日からできる“はぐくみアクション”

- 子どもの目線で考え、話し、気持ちを受け止めます。
- 子どもの安全をしっかりと守り、危険を未然に防ぎます。



- 子どもとの約束は守り、できないときは必ず理由を伝えます。
- 大人として社会のルールやマナーを率先して守ります。



- 何事も、子どもと一緒に考え、チャレンジして、学びます。



- 子どもと一緒に、「早寝、早起き、朝ごはん」と元気なあいさつ、感謝の言葉を実践します。
- 「真のワーク・ライフ・バランス」を実践し、家族や地域との絆を育みます。



- 地域のみんなで子育てに取り組みまちづくりを進めます。



- SDGsの考え方にに基づき、自然との調和や命の大切さを学ぶ機会を大切に、子どもたちを心豊かに育みます。



- 登下校の見守りや学校ボランティアなどに参加し、声掛けから子どもが話せる機会をつくります。
- 子育て中の親や子どもとの関わりを大切にします。



子どもに迫る6つの危険と 子どもの命を守る“はぐくみアクション”

児童虐待

児童相談所に相談します。

児童相談所 虐待対応ダイヤル

通話料無料

189



児童ポルノ

「撮らない・送らない・断る」ことを教えます。



いじめ

「守る」、「助ける」と伝えます。



HIV・性感染症

正しい知識を伝え、予防します。



大麻・ドラッグ

薬物の危険性や使用を誘われたら「断る」、「逃げる」ことを伝えます。



ネット依存

家庭内で、子どもの成長に合わせた利用ルールを定めます。



お困りごと・相談はこちら!

自身のからだのこと。お子さんのからだのこと。しつけのこと。そだちのこと。子育てに悩みはつきものです。

悩んだり迷ったり困ったりした時、まずは信頼できる人に話してみることから始めてみてはいかがでしょうか。

- 子育て支援のポータルサイト「はぐくもKYOTO」ではこんな相談窓口を案内しています。

- 妊娠や出産に関すること
- 子育てに関する悩み (SNS、メール、電話での相談)
- 子ども・若者自身の悩み (いじめ、ヤングケアラーなど)
- お子さんの発達、ひとり親向けの相談
- 虐待、DV (身近な人からの暴力) に関する相談 など



相談窓口
▲ 案内ページ